

【事案Ⅱ－２】災害入院共済金および災害障害共済金請求

・2020年6月18日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、転倒し左距骨滑車軟骨損傷等の傷害を負った事故の災害入院共済金、および階段で足を滑らせ手すりに掴まった際に負った右肩腱板部分断裂の傷害による災害障害共済金を、それぞれ被申立人へ共済金請求したが、支払否と判断されたことを不服として、裁定申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

申立人は、被申立人に対し、申立人と被申立人の間で締結した個人定期生命共済に基づき、(1)申立人が平成27年1月31日に転倒し、左距骨滑車軟骨損傷等の傷害を負った事故を原因とする平成27年7月27日から同年12月5日まで132日間の入院による災害入院共済金79万2000円のうち既払金（同年7月27日から7月31日までの分）3万円を控除した同年8月1日以降の入院日数分76万2000円、および(2)申立人が平成27年3月25日に階段で足を滑らせ手すりに掴まった際に負った右肩腱板部分断裂の傷害による災害障害共済金をそれぞれ支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 災害入院共済金について

共済期間中に発生した事故による傷害で、同期間中に開始した入院について、災害入院共済金が支払われるべきことは保険法の法理であり、入院開始後共済契約が終了したことを理由に支払を中断することは、同法理に反し、かつ、約款・事業規約上の根拠が不明確であり、上記運用は不合理である。

(2) 災害障害共済金について

申立人は、共済期間中の平成27年1月31日の本件第1事故を原因として、同年7月27日に入院し、同月28日に軟骨片切除手術を施されたのであるから、手術後数日以内に症状固定と診断されることはあり得ない。共済期間中に発生した事故による傷害について共済期間終了後に症状が固定した場合に災害障害共済金を支払わないという約款・事業規約上の根拠はなく、上記運用は極めて不合理である。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 災害入院共済金について

本件共済契約に基づく災害入院共済金の共済事由となるには共済期間中の入院でなければならないことについては、本件規約第59条第1項に規定している。本件共済契約は平成27年7月31日付で解約されているので、同年8月1日以降の入院は共済事由となるべき要件を欠いている。

(2) 災害障害共済金について

本件共済契約に基づく災害障害共済金の共済事由となるには、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、共済期間(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。)中に身体障害の状態となったことを要するとされているところ、本件第1事故による傷害の症状固定は平成28年3月31日、本件第2事故による障害の症状固定は平成30年5月15日ころであって、いずれも本件共済契約の解約が効力を生じた平成27年7月31日より後であるから、共済事由たり得ない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

1. 災害入院共済金の支払要件充足の有無について

本件においては、本件共済契約の解約日である平成27年7月31日の災害入院共済金の支払要件の翌日である8月1日以降の入院については、災害入院共済金の共済事由にはなり得ないと解すべきである。

2. 災害障害共済金の支払要件の充足の有無について

本件第1事故および第2事故によって被った傷害による後遺障害は、いずれも本件共済契約が解約によって終了した後に発生した障害であって、いずれも共済期間中に発生したものでないから、本件共済契約に基づく災害障害共済金の共済事由たり得ないと解される。